

○熊野町封筒広告掲載に関する基準

平成 19 年 10 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、熊野町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成 17 年熊野町告示第 94 号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する封筒広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置)

第 2 条 要綱第 5 条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、熊野町全封筒表面を除く裏面とする。

(掲載期間)

第 3 条 広告の掲載期間は、当該封筒を使い切るまでの間とする。

(掲載募集枠)

第 4 条 同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1 枠を限度とする。

(掲載規格及び広告掲載料)

第 5 条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、掲載数、掲載寸法、作成枚数、及び要綱第 6 条の規定による町長が定める広告掲載料は、熊野町共通封筒広告掲載募集要項のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第 6 条 町長は、熊野町ホームページ及び広報紙等で広告掲載希望者を募集する。

(広告の版下原稿)

第 7 条 要綱第 9 条第 3 項の規定による町長が指定する期日は、町が指定する期日とし、それまでに原稿及びそれに伴う資料並びに完全原稿をデータで提出するものとする。

(広告掲載料の納付期限)

第 8 条 要綱第 10 条の規定による町長が指定する期日は、町が請求した日から起算して 30 日以内とする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第 9 条 広告の内容、デザインの内容等については、町の信頼性等を損なうことのないよう町と事前に協議しなければならない。

2 広告には、「広告」などを必ず表記するものとする。

(補則)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 10 月 19 日から施行する。